

令和 8 年度京都御苑富小路地区再整備計画検討業務
特記仕様書

1. 件名

令和 8 年度京都御苑富小路地区再整備計画検討業務

2. 適用

- (1) この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第 3 編設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成 29 年 7 月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

- (2) この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

富小路地区は、京都御苑の南東に位置し、主に以下の施設・機能を有している。

- ① 公園・憩いの場（緑陰や芝生、苑路散策・休憩スペース）
- ② 運動施設（テニスコート・広場（グラウンド）等）
- ③ 富小路休憩所（無料休憩所・簡易な飲食サービスの提供）
- ④ トンボ池（ビオトープとして整備、通常非公開、自然ふれあい活動を定期開催）

これらの施設は、市民を中心とした多くの利用者に親しまれており、②および③の一部については、京都御苑管理事務所（以下「発注者」という。）が別途契約する「環境省京都御苑の維持管理業務」の受注者（以下「管理業務受託者」という。）が収益施設として管理・運営している。

本業務は、令和 3 年 3 月に策定した「京都御苑施設整備基本計画」に基づき、富小路地区の魅力向上を目的とした再整備計画を策定するものである。

なお、京都御苑は広域避難場所に指定されており、富小路地区は災害発生時には防災関係機関の現地調整本部活動やヘリコプター離着陸場としての使用が想定されていることから、計画の検討にあたっては国土強靱化対策の考えに沿ったものとする。

4. 用途地域等

項目	内容
区分	国民公園
都市計画区域	都市計画区域内
市街化区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
防火地域	法 22 条区域
土地所有	環境省

その他地域	周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m 第1種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域）
計画対象地に含まれる収益施設	・ 飲食・物販施設（富小路休憩所の一部） ・ 運動施設（テニスコート、富小路広場、ゲートボール場）

5. 業務の内容

対象範囲：別紙1のとおり

対象施設：富小路地区 6.2ha

業務内容：整備計画策定

設計条件：次のとおり

- ・ 規模：園地等 6.2ha
- ・ 地形：平地
- ・ 難易度：標準的
- ・ 改修設計を含む場合：工作物等の見直し等の場合

なお、業務の検討にあたっては、必要に応じて『自然公園等施設技術指針（平成25年7月制定、令和4年3月改定）』を参考とすることができる。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/02.html

関連計画等

- ・ 令和2年度京都御苑施設整備基本計画（令和3年3月）
- ・ 令和7年度京都御苑施設整備基本計画（案）（令和8年7月）
- ・ 大規模災害発生時における京都府・京都市・京都御苑関係機関の連携・協力に関する協定（平成26年6月）
- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月）
- ・ 環境省京都御苑の維持管理業務関係資料

（1）状況把握

状況把握は、資料調査、現地調査及び関係機関等（管理業務受託者や利用者を含む）への聞き取り調査等により、計画対象地の状況（関連計画、既存施設の整備・老朽化の状況、主な興味地点、解説対象の分布状況、地形、気象、安全性、到達性・移動動線の状況、利用者層、利用状況、利用者ニーズ、管理・運営状況等）を把握し、計画策定にあたっての与条件として整理する。

なお、富小路地区における既存施設の配置図は別紙2のとおり。

（2）敷地分析

敷地分析は、（1）で把握した内容について、（3）の検討にあたって重要と判断される項目を要素別に解析しとりまとめるとともに、計画対象地に求められる機能やサービスについて整理する。敷地分析は、一般の利用者が利用する公園施設と、収益施設を分けて整理すること。

（3）基本計画方針の設定及び計画内容の検討

(1) (2) を踏まえ、計画対象地の①保全方針、②整備方針、③導入すべき活動及び基本的な施設の考え方、④管理運営の考え方について、基本計画の方針を設定する。基本計画方針の設定にあたっては、「令和7年度京都御苑施設整備基本計画(案)」における「整備・運営の基本方針」(別紙3)と整合を図ること。

設定した基本計画方針に基づき、ゾーニング計画、動線計画、施設計画、空間構成計画、活動計画、管理運営計画を定める。

基本計画方針及び各計画における検討項目(例)を以下に示す。(1) (2)の結果を踏まえ、発注者と協議し必要な検討項目を整理すること。

<検討項目(例)>

○保全方針

- ・ 保全すべき対象の抽出
- ・ 保全方針の設定等

○整備方針

- ・ 施設の目的及びテーマ
- ・ 担うべき機能
- ・ 整備にあたっての配慮事項

○導入すべき活動及び基本的な施設の考え方

- ・ スポーツ・レクリエーション
- ・ 自然ふれあい・環境教育
- ・ 憩い・交流
- ・ 防災・減災

○管理運営の考え方

- ・ 安全・快適な環境の確保
- ・ 持続可能な運営体制の構築
- ・ 収益性と公共性のバランスのとれた施設運営
- ・ 収益施設に関する発注者と委託業務受託者の費用分担
- ・ 防災関係機関との連携・災害発生時の初動対応の検討
- ・ 専門家等との連携による質の高い環境教育の提供・保全活動の充実

○配慮事項等

- ・ 歴史文化・自然景観との調和、生態系への配慮等に十分留意する。
- ・ 適正な規模を決定し、過大・過小な施設とならないよう留意する。
- ・ 施設完成後の維持管理について考慮する。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮する。
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策について考慮する。
- ・ インバウンド視点の需要、供給(資源・受入環境)及び利用上・管理上の制約等を踏まえ、活用ポテンシャルを評価し、インバウンドの活用を推進する方針とした場合は、具体的な取組の手法等について検討する。

(4) 基本計画図の作成

(3) で検討した施設の種類、配置、規模、構造、空間構成等について、基本計画図を作成する。

基本計画図は、施設配置計画図でもあり、平面図に表す。導入する施設の名称、規模、形態等がはっきりわかるように表し、必要に応じて主要断面図、整備関係図、

ゾーニング図、計画区域周辺の施設や自然環境要素を含めた図面等を作成する。

(5) 概算事業費の算出及び整備年次計画の作成

概算事業費は、概算工事費と概算測量設計費の合計を計上する。

概算工事費は、「令和9年度自然公園等整備工事予算単価（令和8年6月）」
<https://www.env.go.jp/content/000405247.pdf> 及び「令和9年度新営予算単価（令和8年5月）」
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001610541.pdf> 等により施設毎に算出する。これによりがたい場合は、市場単価やメーカーのカタログ単価等により積上げて計上する。概算工事費は諸経費及び消費税を含めた総額とする。設定した単価の根拠は備考欄に典拠と該当頁数を記載し、写しを添付すること。
概算測量設計費については、工事の実施にあたって必要となる測量・設計業務の積み上げ額を計上する。算出根拠は各種積算基準等に基づくこととするが、これによりがたい場合は、発注者と協議して決定すること。

整備年次計画は、各施設の安全性、老朽化の状況、利用状況、法令・関係機関調整に要する期間、必要な工事期間等を勘案し、整備・改修等に着手する優先順位を付け、概ね5ヵ年間の事業計画として作成する。整備年次計画作成にあたっては、発注者と協議し、予算規模や人員体制等を考慮し平準化を図ること。

(6) 基本計画説明書の作成

基本計画のとりまとめとして、ゾーニング、動線、施設、空間構成の各計画で設定された内容に基づく基本計画図及び立地特性の調査結果、計画基本方針、事業実施にあたっての留意事項、計画内容等を記述した基本計画説明書を作成する。

基本計画説明書には、概算工事費、整備年次計画及び管理運営計画を含めて記述する。

(7) 照査

照査は、計画の各段階において実施することとし、与条件確認、計画方針・検討項目の妥当性、導入する施設等の妥当性、概算事業費及び整備年次計画の妥当性、基本計画説明書の精査等とする。

(8) 設計協議

業務開始時1回、中間打合せ3回、最終打合せ1回、計5回実施する。中間打合せには、管理業務受託者を同席させる場合がある。

打合せ後、概要をまとめた打合せ記録簿を作成し、3営業日以内に発注者に提出し確認を受ける。

6. 業務履行期限

契約締結日 ～ 令和9年2月25日（木）まで

7. 成果物

紙媒体：報告書 2部

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省京都御苑管理事務所庭園科

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、

あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて次の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

- 令和2年度京都御苑施設整備基本計画策定業務報告書（令和3年3月）
- 令和3年度京都御苑苑路バリアフリー改修設計業務（令和3年8月）

資料閲覧を希望する者は、入札説明書の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各資料における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。